

総会議案説明書

<第1号議案について>

平成31年度(平成31年4月1日~令和1年7月31日)の事業報告及び収支決算について(熊本県農業法人協会)

社団設立前の任意団体として4ヶ月間の活動内容等の報告
※ 事業報告及び収支決算書・貸借対照表

<第2号議案について>

令和1年度(令和1年8月1日~令和2年3月31日)の事業報告及び収支決算について(一般社団法人熊本農業法人協会)

社団設立後の一般社団法人として8ヶ月間の活動内容等の報告
※ 事業報告及び第一期決算報告書(正味財産増減計算書)・貸借対照表

<第3号議案について>

令和2年度役員変更(理事)
維新会役員改選での(一社)熊本県農業法人協会理事の交代

(新任及び退任の承認)

新任理事	部会名「維新会」	役職	会長	任期	2年
			有限会社	松村農園	松村 裕二
理事退任	部会名「維新会」	前々	会長		
			有限会社	内田農場	内田 智也

<第4号議案について>

令和2年度事業計画及び収支予算について

- 1、 令和2年度事業計画
- 2、 令和2年度収支予算書

以上

第一回 理事会 承認事項報告（令和2年5月28日）

1、規約改正(実施細則)について

今回の改定案は、前回第7回理事会での賛助会員入会審議における規約実施細則の整備が不十分であるとのことを受けて会員の入会・退会につきまして改定細則をお示しいたします。

前回理事会での協議が全国でも例のない「外国籍企業の送り出し機関」であったことから、賛助会員だけでなく外国籍の会員入会における協会の規定実施細則変更と「退会の規定も追加した方がよい」とのご指摘もあり、ともに変更いたします。

改定部分は赤字でお示ししていますのでご確認をお願いいたします。尚、今回の変更は5月28日の第一回理事会承認をもって改定施行されます。

2、熊本県技能士会連合会の会員入会について

熊本県職業訓練短期大学校は入校条件として団体推薦の方(従業員)のみが訓練生になることができると規定されています。(業界団体に所属していない各種会社・団体の従業員は入校を希望することができない。)

理由としては技能や伝承技術の県外の流失、卒業後離職し県外へ就職するなどの人材流失等を防ぐ意味合いもあると思われまます。

(当協会事例)

「昨年、本協会会員従業員が会社経営に寄与するため入校を希望したが、上記規定によりかなわなかった。」

上記事例を考慮し、(一社)熊本県農業法人協会の会員従業員等が入校するためには業界団体への入会が必須条件となり、将来の農業法人経営に役立つ人材を育成することを想定し、熊本県技能士会協議会の会員(賛助会員)となるべく手続きを開始いたします。

○熊本県職業訓練短期大学校（調理・製パン・製菓技術取得）

設立・業界団体

協力・熊本県認定校・熊本市

通学・3ヶ年＝週1日強(技能士補取得＝技能士認定試験受験資格者)

助成・事業主は就業時間で通学させる場合「人材開発支援助成金」有り

※ 熊本県技能士会連合会 定款(抜粋)第3条会員

正会員：熊本県に所在する地区別、職業別及び企業別の技能士団体並びに企業等で、本会の目的に賛同する者(年会費6万円)

賛助会員：前号に掲げる者以外の者で、本会の目的に賛同する者(年会費3万円)

業界団体（各団体のホームページ参照）

熊本県技能士会連合会（技能者）

熊本県日本調理技能士会（日本料理）

熊本県司厨士技能士会（西洋料理）

熊本県中国料理協会熊本県支部（中国料理）

熊本県パン協同組合（製パン）
熊本県菓子工業組合（製菓）
熊本県洋菓子協会（製菓）

3、会員拡大委員会の設置について

目的：令和3年以降の協会の順調な運営を実行するために、令和2年度1年間で会員を150法人にします。（現108法人）

理由：県の委託事業が令和2年度（平成30年からの3年間）で完了になる為、近い将来協会運営資金が大幅に減少することが予想され、令和3年度以降は会費が主な運営資金となります。（県委託業務は令和3年以降も何らかの法人対象事業を県農林水産部が模索中ですが、仮にあったとしても現行の委託料には及びません。）

上記理由で将来協会の堅実な運営と会員サービスの向上となる施策を実行するために会員数を増やすことが重要であり、会員拡大委員会の設置が不可欠です。

以下組織・開催(案)は第一回理事会で承認された拡大委員会設置を受けて、7月末には決定したいと思います。

拡大委員会組織(案)

- 1、 熊本県地域振興局管内として熊本市内2名、ほか振興局管内で10地区各1名計12名で組織する。
- 2、 理事がそのまま拡大委員となれば、部会・委員会・維新会で専門分野ごとに勧誘できる。
- 3、 上記に加え、営業活動として法人を多く担当する賛助会員を加える。（農業法人営業の会社）
- 4、 委員は会員の中から選出するが、各地区の理事が適任と思われる。
- 5、 委員長は選出された委員から1名、三役・事務局はサポートする。

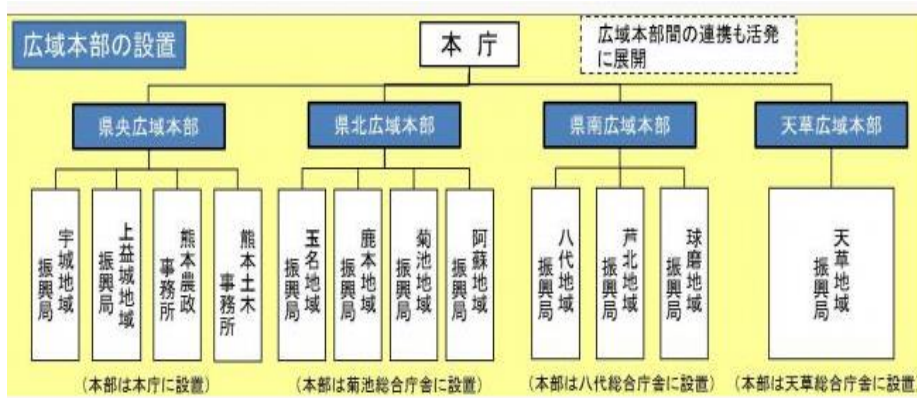
拡大委員会開催(案)

- 1、 定期的な会合を開催し、会員増加のための対策実行案を検討し勧誘する法人・期間・ゴール(目標勧誘数)を設定して活動する。
- 2、 会合は定期的に行われ、勧誘手段・資料作成・勧誘状況を協議する。

条件(案)

協会会員の委員は無給とするが、勧誘に係る個別の資料作成代や交通費等実費は協会支給対象とする。

振興局(資料)



4、熊本赤十字病院との連携協定の協議と締結について

(災害時、緊急を要する食糧の輸送に関して互いの利点を協議し、連携協定を締結する。)

(具体的内容)

緊急災害時に熊本赤十字病院の輸送機材(車両・航空機等)を利用して、農業法人倉庫基地からの緊急食糧物資を災害地へ届けることで災害援助活動に貢献します。また、農産物在庫活用と緊急輸送を連携することで、被災地への迅速かつ有効な食糧支援を実現することができます。

5、会員の入会・退会について (入会 1社、退会 1社)

令和2年 5月28日付け

(入会承認) 賛助会員

熊本市北区「九州食農連携株式会社」 代表取締役 平山雄二

(会社内容) 農産物販売・仲介・農業経営金融相談等 香山会長推薦

(退会承認) 正会員

玉名郡 有限会社「サイキ」 代表 斎木 信公

(会社内容) 畜産 養豚

以上